

## **[事案 26-167] 保険料割引請求**

・平成 27 年 5 月 21 日 和解成立

### **<事案の概要>**

加入時に一括前納した保険料について、保険会社が提示した保険料が誤った計算金額であり不足しているとされたことから、不足分の保険料の支払義務がないことの確認を求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成9年2月、全期間分の保険料前納の申出に対し提示された保険料を支払って、個人年金保険に加入した。その後、加入時に提示された保険料は保険会社のミスにより払込が1回分少ない回数で計算された金額であると知らされたが、納得できない。よって、提示された金額を全期間の保険料前納金として支払っているのであり、保険会社が請求する最終回の保険料について、支払義務のないことを確認してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人は、最終1回分の保険料の払込時期に保険料の支払を行う義務があり、申立人の請求に応じることはできない。

募集人が誤って全期間分に不足する金額を全期間前納分保険料として提示したとしても、募集人には契約締結の代理権はなく、保険料前納の消費寄託的性質から、実際に受領した金額について前納の合意が成立するに過ぎないため、申立人には最終1回分の保険料の支払義務が残ることとなる。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本件は、保険会社のミスに起因することは明らかであるため、他の保険契約者との不公平を避ける必要があるが、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、業務規程第34条1項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。